



三重県公報

令和6年8月9日 (金)

第 539 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
561	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
562	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
563	土壌汚染対策法の規定による要措置区域の指定の解除	(大気・水環境課)	2
564	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録	(農産物安全・流通課)	2
565	同伴	(同)	3
566	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	3
567	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	4
568	地方自治法第243条の2第1項の規定による使用料の収納事務の委託	(斎宮歴史博物館)	4
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	4
	土地改良事業計画の変更認可	(同)	5
	同伴	(同)	5
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	5
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	6
	第53回採石業務管理者試験の実施	(防災砂防課)	6
	令和6年度砂利採取業務主任者試験の実施	(同)	6
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	7
特定調達公告			
	一般競争入札を中止する旨	(営繕課)	7

告 示

三重県告示第 561 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定しました。

令和 6 年 8 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2470704327	トータルサポート わらいふ	三重県松阪市小片野町 2586-4	合同会社イノリス	令和 6 年 8 月 1 日	訪問介護
2470704335	ヘルパーステーション ケアリー松阪	三重県松阪市内五曲町 91-9	エクセレントホーム株式会社	令和 6 年 8 月 1 日	訪問介護
2470803087	ヘルパーステーション 音彩	三重県伊勢市津村町 791 番地 1	株式会社アルブル	令和 6 年 8 月 1 日	訪問介護
2460590579	訪問看護ステーション リレー	三重県津市桜橋三丁目 55 番地 1 号エクスクリエ桜橋 103 号室	株式会社アクセプト	令和 6 年 8 月 1 日	訪問看護

三重県告示第 562 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 6 年 8 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2460590579	訪問看護ステーション リレー	三重県津市桜橋三丁目 55 番地 1 号エクスクリエ桜橋 103 号室	株式会社アクセプト	令和 6 年 8 月 1 日	介護予防 訪問看護

三重県告示第 563 号

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 4 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の全部の指定を解除するので、同条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 8 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定を解除する要措置区域
令和 6 年三重県告示第 282 号により指定した区域（三重県三重郡菟野町音羽字田福 1978 番 2 の一部、1978 番 3 の一部、1979 番の一部、1980 番の一部、1983 番の一部、1984 番 2 の一部、1985 番の一部、1988 番の一部、1989 番 1 の一部及び 1990 番の一部）
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 3 講じられた実施措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

三重県告示第 564 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をしましたので、同条第 6 項の規定により公示します。

令和 6 年 8 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

令和6年7月30日 第83号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社 加藤農場	代表取締役 加藤 剛	三重県四日市市上海老町 680 番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米、大豆）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
水野 誠	玄米、大豆	K242005654
加藤 智	玄米	K242023655

三重県告示第 565 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録を
しましたので、同条第 6 項の規定により公示します。

令和 6 年 8 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

令和6年7月30日 第84号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社 ゆめ田んぼ	代表取締役 瀬古 寛和	三重県伊賀市西之澤 578 番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（飼料用もみ、玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
瀬古 千香	飼料用もみ、玄米	K242023656

三重県告示第 566 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 8 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 260 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大紀町錦字叶越 736 番 57 地先から 度会郡大紀町錦字叶越 736 番 10 地先まで	旧	7.7~11.3	175.0
	新	22.3~42.0	175.0

三重県告示第 567 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 6 年 8 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 四日市多度線	四日市市大矢知町字川原 420 番 13 地先から 四日市市大矢知町字川原 420 番 14 地先まで	令和 6 年 8 月 9 日
県道 四日市朝日線	四日市市大矢知町字川原 420 番 13 地先から 四日市市大矢知町字川原 420 番 14 地先まで	令和 6 年 8 月 9 日
県道 片野飯高線	多気郡多気町片野字野上 2521 番地先から 多気郡多気町片野字山ノ垣内 704 番 1 地先まで	令和 6 年 8 月 9 日
県道 打見大台線	度会郡大紀町神原字宝録岩丁子谷 651 番 21 地先から 多気郡大台町長ケ字川向 625 番 6 地先まで	令和 6 年 8 月 9 日

三重県告示第 568 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、三重県齋宮歴史博物館の観覧券販売に係る使用料の収納事務を次のとおり委託しました。
 令和 6 年 8 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先
 大阪府北区梅田二丁目 5 番 25 号
 株式会社阪急交通社
- 2 委託をした日
 令和 6 年 6 月 1 日
- 3 委託期間
 令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 4 指定をした日
 令和 6 年 5 月 31 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。
 令和 6 年 8 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

深溝土地改良区（鈴鹿市深溝町 1560 番地の 1）

退任理事

鈴鹿市深溝町 1766 番地の 1	館 博 行
" " 2693 番地	名 村 英 一
" " 1720 番地	館 唯 光
" " 1739 番地の 1	柴 田 勝 美
" " 1644 番地の 1	館 伯 彦
" " 339 番地	小 川 一 英
" " 418 番地の 2	酒 井 春 夫
" " 3144 番地の 48	湯 浅 国 章
" " 2650 番地の 6	館 尚 材

鈴鹿市深溝町 1416 番地	館 一 成
〃 〃 1738 番地	館 親 助
〃 〃 1627 番地の 1	館 行 則
〃 〃 1785 番地の 2	山 田 裕 樹
〃 〃 89 番地の 1	山 中 嘉 彦
〃 石薬師町 4150 番地	小 坂 禎 男
退任監事	
鈴鹿市深溝町 447 番地	館 悦 夫
〃 〃 1647 番地の 2	近 藤 剛
〃 三畑町 155 番地の 2	館 美津子
就任理事	
鈴鹿市深溝町 2693 番地	名 村 英 一
〃 〃 1416 番地	館 一 成
〃 〃 1738 番地	館 親 助
〃 〃 1619 番地の 1	館 康 彦
〃 〃 1766 番地の 1	館 博 行
〃 〃 89 番地の 1	山 中 嘉 彦
〃 〃 339 番地	小 川 一 英
〃 〃 2707 番地	名 村 誠
〃 〃 1721 番地	井 上 峰 子
〃 〃 3739 番地の 2	館 裕 介
〃 〃 1672 番地	仲 村 憲 仁
〃 〃 1643 番地の 1	館 隆 浩
〃 〃 401 番地の 6	酒 井 保
〃 石薬師町 2457 番地の 99	垣 見 栄 吉
〃 〃 2458 番地の 146	川 北 正
就任監事	
鈴鹿市深溝町 447 番地	館 悦 夫
〃 〃 2650 番地の 6	館 尚 材
〃 三畑町 155 番地の 2	館 美津子

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（榑田川祓川沿岸土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和 6 年 7 月 17 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 6 年 8 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（明和土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和 6 年 7 月 17 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 6 年 8 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和 6 年 8 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（水準測量）

- 2 作業期間
令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
 - 3 作業地域
桑名市の一部及び桑名郡木曾岬町の一部
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和6年7月22日に終了した旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和6年8月9日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
 - 2 作業地域
桑名市下深谷部
-

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、第53回採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

令和6年8月9日

三重県知事 一見勝之

- 1 試験期日
令和6年10月11日（金）午前10時から正午まで
 - 2 試験場所
津市広明町13番地
三重県庁 講堂
 - 3 受験願書の受付期間
令和6年8月16日から同年9月6日まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）
 - 4 受験願書の請求先
各建設事務所総務・管理（・建築）室管理課又は三重県ホームページより入手
 - 5 その他
この試験についての受験手続、試験の方法等の詳細については、受験願書の請求先で交付又は掲載する試験実施要綱を参照してください。
-

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和6年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

令和6年8月9日

三重県知事 一見勝之

- 1 試験期日
令和6年11月8日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験場所
津市広明町13番地
三重県庁 講堂
- 3 受験願書の受付期間
令和6年9月13日から同年10月4日まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）
- 4 受験願書の請求先
各建設事務所総務・管理（・建築）室管理課又は三重県ホームページより入手
- 5 その他
この試験についての受験手続、試験の方法等の詳細については、受験願書の請求先で交付又は掲載する試験実施要綱を参照してください。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 8 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 7 月 30 日	亀山市田村町字奥條 314 の一部ほか 27 筆ほか	鈴鹿市南江島町 23-10 マルトビル 株式会社サクシードインベストメント 代表取締役 瀬古 恭裕

特定調達公告

令和 6 年 5 月 28 日付け三重県公報第 518 号で公告した下記の一般競争入札を中止します。

令和 6 年 8 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 中止する一般競争入札の工事番号及び工事名

令和 6 年度 営繕 第 0557-分 0001 号

盲学校・聾学校建築工事

2 中止する理由

入札参加者がいないため。

3 Summary

This is a notification of the cancellation of the bid announcement which was issued on May 28, please see below for details.

(1) Construction name:

Construction of special needs school for visual and hearing

(2) Reason for the cancellation:

Because there are no bidders

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>